諮問庁:法務大臣

諮問日:令和元年10月29日(令和元年(行情)諮問第323号)

答申日:令和2年9月29日(令和2年度(行情)答申第285号)

事件名:特定事件番号の訴訟の被告第1準備書面の決裁紙の一部開示決定に関

する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「令和元年7月9日受付第1887号で請求した事件の被告第1準備書面の決裁文書のうち、被告第1準備書面の決裁紙」(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年9月6日付け庶第757号により大阪法務局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、訟務部電子決裁欄部分を開示せよ。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1)審査請求書

決裁欄部分は、法5条1項口、ハ、7条に基づき開示されなければならない。

(2) 意見書

ア 本件対象文書である決裁文書の決裁欄部分に付いては、開示されな ければならない。

イ 行政官が行った意思決定である決裁に付いては、正に、職務遂行行 為なので、いつ、誰が、どの様な意思決定を行ったのか、国民の負 託で仕事を行っている以上、開示されなければ、ならない。

それが、意見人(審査請求人)の主張している法5条1項ロ、ハ、7条の解釈である。

ウ 本件開示対象文書に係る訴訟であるが、これは、国が、虚偽のハローワークの求人票で、国民に最低賃金未満の仕事を紹介した事をきっかけにいくつもの公務員等の不法行為で、訴えられた訴訟であり、この訴訟で国側は、全面的に争った裁判である。

この訴訟では、公務員等の刑事事件も絡んでおり、その刑事事件を 最高検察庁刑事部長が握り潰した事も、訴因に加わっており、国家 が国民を不幸のどん底に付き落とした揚げ句、自分達は、何も、悪 い事を行っておらず、故意も過失もなかったと開き直り、裁判で争 う事を決めた際の文書が、本件開示対象文書である。

国家は、国民の税金で運営されている以上、国民を不幸にする公務 員は必要ないし、本件で、不開示になった決裁権者等の行為が、正 しいのか間違っているのか、国民が、判断する上でも、開示されな ければならない情報である。

なぜならば、国民は、納税義務がある以上、税金の使用に付いて、 知る権利があり、本件では、公務員等の職務に付いて、どの様な仕 事を行っているか、知らなければならないからである。

審査請求人は、前項で述べた解釈は、国民の生活に直結しており、 本件の訴訟では、公務員等が悪の限りをつくし、それでも何ら処罰 もされておらず、現在も、のうのうと何食わぬ顔で仕事を行ってい るが、加害者が公務員、被害者が国民になっている構図が継続して いる以上、開示されなければならない情報である。

エ 審査請求人は、処分庁に対して、本件対象文書に付いて、聞き取り 調査を行った。

聞き取り調査は、過去の開示請求に於て、開示していたが、それ以後、開示情報を不開示情報に変更にした事に付いてである。

それによれば、裁判所に係属している事件番号に付いては、開示情報であったが、これが、変更になり、不開示情報になったと言う事であり、これ以外に、開示情報が不開示情報になった部分が、本件対象文書であるのか、どうか、聞いた処、特に、無いと言う事であった。

処分庁は,本件対象文書である期日経過報告(原文ママ)の決裁欄に付いては,過去には,開示している。

それを疎第1号証,期日外経過報告を疎第2号証として提出する。 この文書には、決裁欄の役職や、決裁を行った公務員等の印影が、 開示されている。

処分庁の聞き取り調査では、この疎第1、2号証の赤丸部分に付いて、過去は、開示していたが、現在は、不開示になったと言う事であり、確かに、審査請求人が所持している期日経過報告の事件番号は、開示されていた。

但し、本件審査請求では、この部分に付いては、不開示情報だと言う事であるので、マスキングを行い提出する。

又、処分庁以外の東京法務局訟務部が開示した訴訟に関する決裁文

書に於ても,処分庁と同様に,東京法務局訟務部でも,決裁部分に付いては開示している。

つまり、処分庁は、過去に開示していた対象文書に付いては、本件 では処分庁に都合が悪いから、難癖を付けて、不開示にしたに過ぎ ない。

本件諮問事件では、疎第1号証や疎第2号証、疎第3号証は、無視しており、しかも開示情報を不開示情報に変更した理由等の記載も一切ない。

行政機関の意思決定に付いては、国民側でも検討されるべき事案であり国民の税金から、それら意思決定を行った公務員等の給与が支払われている以上、開示されて当然である。

オ 本件訴訟では、公務員等が刑事告訴された事件に付いて、最高検察 庁が事件の握り潰しを行った事が、訴因の一つとして、訴えられてい る。

行政機関は、国民に、虚偽のハローワークの求人票で仕事を紹介しただけでなく、その国民が、労働基準監督署に通報しているにも関わらず、労働基準監督官は、国民が主張していた労働時間が〇時間を越えるにも関わらず、その様な調査も行わず、国民が主張していた労働時間は企業が主張している労働時間だと虚偽の文書を作成した事から刑事告訴されていたにも関わらず、それを最高検察庁が握り潰しを行い、それだけなく、それ以外も、特定法人の燃費偽装に於て、特定法人が製造した軽自動車〇車種(OEM車両含む)に於て、エコ車でない検査結果が、当時交通研側が、出していたにも関わらず、特定法人に便宜を図り、再検査では、エコ車の結果報告が、出たと虚偽検査報告を発表し、特定法人が製造し、その車両を購入した、客を騙して、示談させたと言う事件も握り潰している。

これらは、極めて悪質であり、当然、公開されるべき事案であり、 その為に、法7条がある。

少なくとも、当審査会の審査員である特定委員は、最高検察庁の検察官をやっていた事を考えると、本件対象文書の不開示に付いては、 諮問庁の言い分をそのまま、認めると思われる。

もし、そうなった場合、当審査会の委員等(特定委員でない場合も 含む)を全員、刑事告訴し、国家賠償請求訴訟を提起するので、そ こで、審査請求人が、当審査委員等を徹底的に尋問する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 意見の趣旨

審査請求に係る原処分は正当である。

2 意見の理由

- (1) 本件開示請求の内容及び原処分並びに審査請求の趣旨について
 - ア 本件開示請求は、「特定地裁に係属している裁判(特定事件番号)の第1回準備書面を作成した際の行政文書一切(決裁文書及びその決裁に関与した公務員等の出勤簿含む)」との内容により請求されたものであり、令和元年7月11日及び同月17日電話聴取書のとおり、以下の①及び②の文書特定し、②被告第1準備書面については、令和元年8月1日付け庶第566号において、開示決定等の期限の特例規定を適用し、原処分の対象は①決裁紙(1枚)(本件対象文書)を特定した。
 - ① 決裁紙(本件対象文書)
 - ② 被告第1準備書面

なお、対象事件の決裁に関与した公務員等の出勤簿については、令和元年7月9日受付1888号として受理し、同年9月6日付け庶第758号で一部開示決定を行っている。

おって、審査請求人は、同一文書の同一部分について令和元年8月 11日に審査請求をしているところ、現在、令和元年(行情)第2 73号で審査会に諮問しているところである。

- イ この開示請求に対し、処分庁は、以下のとおり決定した。
- (ア) 開示対象文書中、公務員以外の者の氏名、事件番号及び次回期日が記載されている部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、法5条1号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれかに該当する事情も認められないことから、当該情報が記録されている部分を不開示とした。
- (イ) 開示対象文書中,国の内部における検討又は協議に関する情報は,他で開示されるなどの情報を除き,これを公にすることにより,率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため,法5条5号に該当するほか,争訟に係る事務に関する情報であって,当該情報を公にすることにより,争訟に関し国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため,法5条6号口にも該当することから,当該情報が記録されている部分を不開示とした。
- ウ この開示決定に対する審査請求の趣旨は、法5条5号及び6号口を 理由として上記イ(イ)の部分のうち、電子決裁の決裁欄部分(以 下、第3において「本件不開示情報」という)を不開示としたこと は不当であるとして、その部分の開示を求めているものと解される。

審査請求の理由は、以下のとおりである。

決裁欄部分は、法5条1項口、ハ及び7条に該当するから、これを 開示すべきである。

なお、法5条1項口及びハは、法5条1号ただし書口及びハの誤記 と思われる。

- (2)本件不開示情報は法5条5号に該当し、かつ同条6号口にも該当する こと
 - ア 審査請求人は、上記(1)ウのとおり、決裁欄部分は、法5条1号 ただし書口、ハ及び7条に該当するから、これを開示すべき旨主張 する。
 - イ しかしながら、いかなる理由で本件不開示情報が法 5 条 1 号ただし 書口及び 7 条に該当するか審査請求人は主張しておらず不明である 上、本件不開示情報は法 5 条 5 号に該当し、かつ同条 6 号口にも該 当するものであるため、審査請求人の主張は失当である。

以下詳述する。

ウ 訟務部局では、係属している個々の事件ごとに、様々な文書が作成 され、これが部局内の決裁権者に供覧されているが、その供覧の際 に一定の訴訟対応方針(対外的な対応方針にとどまらず、国内部の どの組織とどのような協議をするかなどに関する内部的な対応方針 を含む。)が決定されることがある。こうした文書の「決裁欄」に は、決裁権者が同文書の内容を確認し、そこに記載された訴訟対応 方針を了承したことを明らかにする趣旨で、当該決裁権者の印影や サインが記されている。個々の事件の訴訟対応方針が訟務部局内の どの範囲の決裁権者において決定されているかは、当該事件の内容 や決定すべき訴訟対応方針の内容等によって異なるところ、この決 裁欄は,当該訴訟における国側の応訴体制を明らかにするものであ る。すなわち、国は、当該訴訟を追行するに当たり、実際に法廷に 出廷する指定代理人を指定して訴訟対応しているが、指定代理人と はならない者も、決裁の形でこれに関与しているのが実情である。 実際にどの範囲の決裁権者がこれに関わっているかに関する情報は、 国側が当該訴訟をどの程度重視して対応しているか、言い換えれば、 当該訴訟の帰すうをどのように見通しているかを端的に示す国内部 の情報であり、相手方に明らかにしていないものである。これを開 示した場合には、当該訴訟に対する内部的な評価が明らかとなり、 事案によっては、訴訟対応方針を決定するに当たり十分な検討がさ れたのかなどの無用な批判を受けることも想定されるから、「決裁 欄」の印影やサインは、法5条6号ロ及び5号の不開示情報に該当 する(平成25年度(行情)答申第314号、平成23年度(行

情) 答申第257号参照)。

3 結語

以上のとおり、本件審査請求に係る本件不開示情報は、法5条5号に該当し、かつ同条6号口にも該当するものであり、本件一部開示決定の処分は正当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和元年10月29日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年11月25日 審査請求人から意見書及び資料を収受

④ 同月29日 審議

⑤ 令和2年8月25日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年9月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、5号及び6号口に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の訟務部電子決裁の決裁欄部分(以下「本件不開示部分」という。)の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を正当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について
- (1)諮問庁の説明の要旨

上記第3の2(2)ウのとおり。

(2)検討

本件不開示部分は、特定事件番号の訴訟に係る決裁文書の決裁欄であり、役職名、氏名及び印影が記載されており、これらの情報は、決裁権者や決裁過程の情報であることから、当該訴訟事件に関する国の応訴体制が明らかになるか、あるいはこれを推認させる事項であると認められる。

そうすると、これらを公にした場合、訴訟の一方当事者である国が当該事件をどの程度重要視しているかに関する情報や、訴訟に対応するために内部的に行った検討の経緯に関する情報が明らかになることにより生じる不利益を回避するため、本来記載すべき事項の記載を控えるなど、訟務部局内部における検討・協議に支障を来すなどのおそれを否定できず、国の訴訟当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認め

られることから、標記の不開示部分は、法5条6号ロに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について
- (1)審査請求人は、法7条に基づく裁量的開示を求めているものと解されるが、上記2(2)のとおり、不開示部分は、法5条6号口の不開示情報に該当するものであり、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められないことから、法7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。
- (2)審査請求人は、意見書(上記第2の2(2))において、決裁部分については、過去には開示しており、本件では、処分庁に都合が悪いから、不開示にしたにすぎないなどと主張する。この点につき、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して確認させたところ、諮問庁は、その詳細は明らかではないが、審査請求人のいうとおり開示しているのであるとすれば、本来は、法の不開示事由に該当するので、不開示とすべきであったと考えられる旨説明する。本件不開示部分については、上記2(2)において判断したとおりであり、別件で同様の部分を開示していたとしても、審査請求人の主張は採用できない。
- (3)審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号、 5 号及び 6 号口に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号口に該当すると認められるので、同条 5 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣,委員 池田陽子,委員 木村琢麿